

第 2 回 スイッチング支援に関する実務者会議 議事概要

日時 平成 27 年 5 月 14 日 (木) 10 時 00 分～11 時 30 分

場所 電力広域的運営推進機関 (神保町ビル)

1. 前回議事録の確認 (資料 1)

事務局より前回議事録を説明、質疑等はなし。

2. 検討課題/スケジュール (資料 2、3)

事務局より実務者会議開催スケジュールおよびスイッチング支援に関するルール検討スケジュールの説明

■ 前回からの変更点 (資料 3)

- ・外部インターフェース仕様の開示時期を具体化 (5/18 週)
- ・小売事業者間ルールについても、10 月予定の事業者説明会にて説明、フィードバックを受ける。
- ・未払い情報に関して、従来通り本会議での検討課題とせず、小売事業者間で取扱いを整理する。

■ 質疑

- ・「各事業者の管理責任範囲」の管理とは何を指すか。
→スイッチング支援システムで取扱う情報に関することを指す。(事務局回答)
- ・テスト関連スケジュールの 10 月の空きについて、理由はあるか。
→前段の統合テストの結果とりまとめ、11 月からの連携テスト準備、事業者説明会対応などを行う。
スケジュールに空きがあるわけではない。(事務局回答)
- ・11 月の連携テストは希望する事業者で可能か。
→11 月～12 月は、作業会にて募集した代表 3 社による先行試験 (バグ FIX 協力含む) となる。
連携テストを希望する事業者向けには、年明け 1 月～2 月で調整する。(事務局回答)

3. ワンストップ廃止取次ガイドライン (案) の見直し (資料 4)

事務局より第 1 回実務者会議の指摘を受け、見直した案を説明

■ 質疑

○廃止取次の際の本人確認

- ・公的機関発行の証明書が必要となった理由は何か。旧作業会で使用量照会パスワード発行時のみ必須と整理されたと認識している。
→事務局内で使用量照会時と混同していた。記載誤りであるため修正する。(事務局回答)
 - ・各項目は必須なのか。
→システムで入力時必要な項目のため、必須が適当との理由で「必須」としている。
必須であることを明記する。(事務局回答)
 - ・各社にてお客様番号の様式、桁数が異なると思うがシステム上の制限はないか。
→半角英数字、最大桁数 30 桁となる。(事務局回答)
- ##### ○解約に伴う不測の需要家不利益
- ・3 項の記録保管について、条件が or なのか and なのか。
→条件が分かりやすいよう、or、and を明記する。記録保管の項は or 条件である。(事務局回答)

○円滑な廃止取次の実現

- ・「合理的な理由」として、P5 に記載のある申込不備以外では、未払金有りのケースがあるのではないか？
→契約解除により債権が放棄されるわけではないため、債権の有無が拒否の理由にはならないと考える。

・解約に伴う違約金の詳細など不利益条件、未払い金状況などは旧小売側しかわからない。

旧小売が説明すべきではないか。

→「ワンストップ」の観点から、新小売側にて一般的な事項の説明を行っており、拒否の理由にはならないと考える。

需要家に対し、旧小売が説明を行うことは差支えない。

4. 課題管理表の棚卸（資料5）

事務局より前回の結果をもってクローズされた項目を中心に説明、質疑等はなし

次回は 5/28（木）10:00～ 電力広域的運営推進機関（神保町ビル）で開催予定

以上